

労務相談室 第4回



特定社会保険労務士 **大倉 昭治** (あらた経営労務事務所)

所属 愛知県社会保険労務士会
労働問題研究会 (アイチ士業ネットワーク)
企業勤務経験を活かした労務管理を得意分野とする。

※個別のご相談は、中川法人会事務局を通して照会いただければ回答させていただきます。

『中小企業子育て支援助成金』～従業員の育児と職場復帰を支援する会社を応援します～

助成金特集第4弾。今回は、内容の拡充が図られ、また利用しやすいといわれている助成金を解説します。

1 どんな会社が利用できるのか？

育児休業または短時間勤務制度を導入後、初めて制度利用者がでた会社（常用労働者100人以下）が利用できます。

2 どんな内容の助成金か？

以下のいずれかの措置を講じる事業主に支給されます。

[1] 育児休業の付与

従業員が子の出生後6ヵ月以上育児休業を取得し、職場復帰後6ヵ月以上常時継続して雇用されていること。

[2] 短時間勤務制度の適用

3歳未満の子を持つ従業員が、6ヵ月以上短時間勤務の制度を利用すること。

利用者が初めて出た場合、最大5人目まで（前年度は2人目まで）以下の額を支給します。

		1人目	2人目から5人目
育児休業		100万円	80万円
勤短 時 務 間	6ヵ月以上1年以下	60万円	40万円
	1年超2年以下	80万円	60万円
	2年超	100万円	80万円

※短時間勤務の場合、制度利用日から6ヵ月を経過した日において、子が3歳未満でなければなりません。

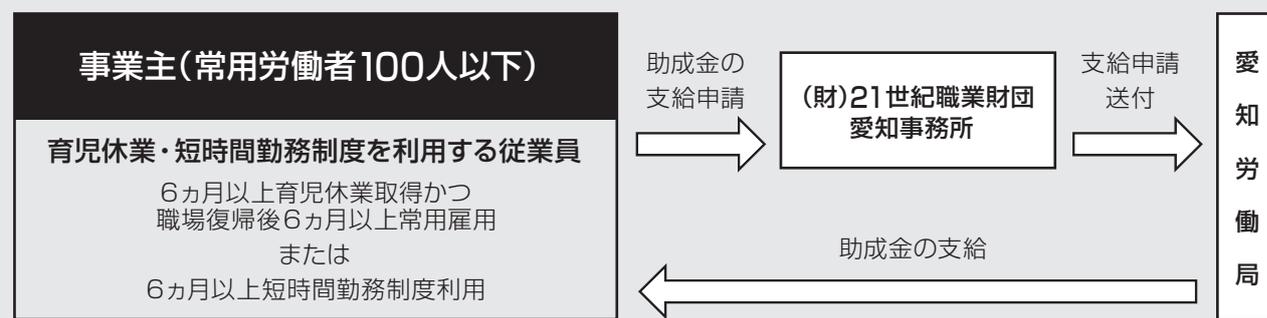
3 事例紹介

W社の従業員Yさんは、平成21年5月1日から1年間の育児休業を取得し、職場復帰してから6ヵ月が経ちました。また、従業員Zさんは、子どもが2歳になった平成21年6月1日から1年5ヵ月間、短時間勤務制度を利用し、通常勤務に戻ったところです。

YさんとZさんはそれぞれ、W社が育児休業および短時間勤務制度を導入してから、初めての利用者でした。

対象従業員	受給額
Yさん (育児休業/1人目)	100万円
Zさん (短時間勤務1年超2年以下/1人目)	80万円

4 フローチャート



注意点1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、愛知労働局長に届け出るだけでなく、計画の公表・従業員への周知をしなければなりません。

注意点2 対象従業員を雇用保険の被保険者として、育児休業の場合は、子の出生前1年以上継続雇用していたこと、かつ職場復帰後6ヵ月以雇用していること、短時間勤務制度の場合は、制度利用日前1年以上継続して雇用していたことが必要です。

注意点3 この助成金は平成23年度までの時限的な助成金です。

申請窓口

財団法人21世紀職業財団愛知事務所

〒450-0002
名古屋市中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 9F
電話 052-586-7222 FAX 052-586-7225